道徳のかけ橋

平成29年11月27日発行第 1 6 号福島県教育庁義務教育課

道徳科の特質に根ざした「〇〇ならでは」の道徳教育の実現に向けて

第12号から5号続けて、「特別の教科 道徳」の実施に向けた地区別研修会で説明し、質問があった内容について特集を組んでお伝えしてきました。今回の完全実施では、質の高い多様な指導方法や評価を中心に、道徳教育の枠組みが大きく変わり、「フルモデルチェンジである」と研修会でも説明してきました。今回のフルモデルチェンジに対応し、今まで以上に道徳教育の充実を図ることができるようお願いします。充実させていく過程では、「市町村ならでは」「地区ならでは」「○○小(中)学校ならでは」といった「○○ならでは」の道徳教育をどう実現していくかの視点も大切です。

なお、今回の5号に渡る特集の内容や、今後の教育課程編成に向けた質問等がございましたら、各教育事務所にお問い合わせいただきますようお願いします。県教育委員会といたしましても、「福島ならでは」の道徳教育の実現に向けて、より一層取り組んでまいります。

それでは、前号に引き続き、「評価」を中心にお伝えいたします。

評価を行う際、どのような点に配慮すればよいのでしょうか?

「特別の教料 道徳」の指導方法・評価等について(報告) [別紙2] (平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議)

道徳科の評価の工夫に関する例

- ・<u>児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイル等</u> に集積して学習状況を把握すること。
- ・記録したファイル等を活用して、<u>児童生徒や保護者等に対し、</u> その成長の過程や到達点、今後の課題等を記して伝えること。
- ・<u>授業時間に発話される記録や記述などを</u>、児童生徒が道徳性を 発達させていく過程での<u>児童生徒自身のエピソード(挿話)とし</u> て集積し、評価に活用すること。
- ・作文やレポート、スピーチやプレゼンテーション、協働での問題解決といった<u>実演の過程を通じて学習状況や成長の様子を把握</u>すること。 ※成果物そのものに優劣を付けて評価するわけではないことに注意

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)[別紙2] (平成28年/月22日 道徳教育に係る評価等の在9万に関する専門家会議)

- ・1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識してよい変容を見取ろうとすることは困難であるため、<u>年間35単位時間の授業という長い期間の中でそれぞれの児童生徒の変容を見取る</u>ことを心掛けるようにすること。
- ・児童生徒が<u>1年間書きためた感想文等を見る</u>ことを通して、考えの深まりや他人の意見を取り込むことなどにより、内面が変わってきていることを見取ること。
- ・教員同士で互いに授業を交換して見合うなど、チームとして取り組む ことにより、児童生徒の理解が深まり、変容を確実につかむこと ができるようになること。
- ・評価の質を高めるために、<u>評価の視点や方法、評価のために集める資料などについてあらかじめ学年内、学校内で共通認識をもってお</u>くこと。

〇 各地区の研修会では、評価をどう 進めればよいかの質問がありました。以前にもお話しした「特別の教 科 道徳の指導方法・評価等について(報告) H28.7.22 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」には、「道徳科の評価の工夫に関する例」も具体的に掲載されています。この例は示唆に富む事例ばかりですので、ぜひ参考にしてください。

[評価の工夫例(一部抜粋)]

- 〇 ファイル等の累積による学習状況 の継続的把握
- 〇 児童生徒や保護者に、成長の過程 や到達点を伝える場の設定
- 〇 児童生徒自身のエピソードの集約 と活用 等



- 〇 長い期間の中で児童生徒の変容を 見取ること
- 教員同士で互いに授業を見合う場 の設定。チームとして取り組むこと
- ご評価の視点や方法等について、学年内、学校内で共通認識をもつ必要性

Q&A (評価を中心に、評価以外の質問も含めて)

- Q 道徳性の諸様相(道徳的判断力、心情、実践意欲と態度)を評価の観点とすることはなぜ適当ではないのですか。
- ▲ 「道徳的判断力、心情、実践意欲と態度」はそれぞれ独立したものではなく、相互に関係し合っており、 切り分けられないものであることから、これらを資質・能力の3つの柱にそれぞれ分けて位置付けることは できないものと考えられます。

また、児童生徒の人格そのものに働きかける道徳科の目標としては、観点別に行う評価(ABCの段階を付ける)自体が妥当ではないと考えられます。

Q 個人内評価であっても、何らかの観点がないと、評価ができないのではないでしょうか。

▲ 児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目的とする道徳科の評価としては、観点別に分析的に評価する(観点ごとにABCを付ける)ことは適当ではないと考えられます。

一方で、評価を行い、指導の改善等につなげるためには、授業の中でどのような児童生徒の姿に着目するか という、視点をもつことは大切であると考えられます。

小(中)学習指導要領解説編では、「学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか」といった点を重視することとしています。

- Q 特別支援学校おける道徳科の授業の位置付けは、教科化される前と変わりますか。また、道徳教育の全体 計画や指導計画を作成する上で、どのような点に留意すべきですか。さらに、小・中学校の特別支援学級では、 どのような点に留意すべきですか。
- ▲ 特別支援学校においても、道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いは、小学校又は中学校に準ずることとなっています。準ずるということは、同一ということを意味しているため、小学校及び中学校学習指導要領に示されているとおり取り扱わなければならないことを意味します。しかしながら、知的障がい特別支援学校においては、各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行える規定(学校教育法施行規則第130条第2項)があることから、この規定により各教科等を合わせた指導の中で適切に扱う場合もあるため、取扱いについては自校の教育課程によることとされています。

なお、特別支援学校学習指導要領第5章 特別の教科 道徳には、指導計画の作成や内容の取扱いについて、3 つの配慮事項が示されていることから、それらを十分に配慮する必要がありますので御留意ください。

また、特別支援学級においても、小・中学校に設置されている学級であることから小学校及び中学校学習指導指導要領を踏まえる必要があります。しかし、知的障がい特別支援学級において特別支援学校の学習指導要領を参考としている場合は、上記と同様となります。

Q 教科化について参考となる文書やホームページ、動画等を教えてください。

▲ 12号から特集してきた内容で引用した報告書や動画等についてまとめて掲載します。校内研修、教育課程編成等の参考にしてください。

[学習指導要領等]

- 小(中)学校学習指導要領 平成29年3月31日 文部科学省(文部科学省HP)
- 小(中)学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 平成29年6月(7月)文部科学省(文部科学省HP) 〔通知等〕
- 学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)(28教義第846号 平成28年8月10日付) [報告書・広報誌等]
- 「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議(文部科学省HP)
- 福島県道徳教育推進報告書(福島県教育庁義務教育課HP)
- 道徳のとびら(福島県教育庁義務教育課HP)
- 道徳のかけ橋(福島県教育庁義務教育課HP)

〔動画等〕

- 道徳教育アーカイブ (https://doutoku.mext.go.jp)
- 校内研修シリーズ「道徳教育」(独立行政法人教職員支援機構HP)